

市民の市政参画の推進に関する要綱

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 日常的な市民意見等を聴く機会の確保

第1節 基本的な姿勢（第2条）

第2節 市民の声（第3条）

第3節 市政車座談義（第4条～第6条）

第4節 その他の市民意見等を聴く機会の確保（第7条）

第3章 施策の意思決定過程等における市民参画の推進

第1節 基本的な姿勢（第8条）

第2節 市民意見公募手続（第9条～第14条）

第3節 審議会等への市民参画（第15条～第18条）

第4節 まちづくりワークショップ（第19条～第21条）

第5節 事業説明会（第22条・第23条）

第6節 その他の市民参画の推進（第24条）

第4章 雑則（第25条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、市民の市民による市民のための市政の実現を目指す本市にとって、市民の知識又は経験を市政に生かすことが重要であることにかんがみ、市民が市政に参画するための基本的な事項を定めることにより、市民の市政参画の推進を図り、もって市民主体の市政の実現を図ることを目的とする。

第2章 日常的な市民意見等を聴く機会の確保

第1節 基本的な姿勢

（基本的な姿勢）

第2条 市長は、市政に対する市民の自発的かつ率直な意見、提案等（以下「市民意見等」という。）を聴く機会を確保するものとする。

2 市長は、次節から第4節までに規定するところにより市民意見等を聴いたときは、当該市民意見等を市政に反映させることが適当であるかどうかを速やかに検討するとともに、市民意見等を市政に反映させることが適当であると認めた場合は、その反映に取り組むものとする。

第2節 市民の声

（市民の声）

第3条 市長は、市民の声として、次に掲げる方法により市民意見等を聴く機会を設けるものとする。

(1) 市長への文書の送付

(2) 企画総務局市民相談センター及び区役所市民部区政調整課の広聴窓口並びに市民意見等に係る

事項に関する事務を所管する部署（次号及び第4号において「広聴窓口等」という。）への文書の持参又は送付

- (3) 広聴窓口等への電話による口述
 - (4) 広聴窓口等における口述又は筆記等
 - (5) 市長が指定する送信先へのファクシミリ装置を用いた送信又は電子メールの送信
 - (6) 広島市役所本庁舎、区役所、区民文化センター、スポーツセンター、地域福祉センターその他市長が指定する施設に設置した投書箱への文書の投函
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法
- 2 前項の市民の声の受付（同項第1号及び第2号の文書の送付並びに同項第5号の送信による場合を除く。）は、原則として、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項各号に掲げる日（条例又は規則において別に休館日の定めがある施設にあつては、当該施設の休館日）以外の日における午前8時30分から午後5時15分まで（条例又は規則において別に開館時間の定めがある施設にあつては、当該施設の開館時間内）の間に行うものとする。

第3節 市政車座談義

（市政車座談義の開催）

第4条 市長は、市民の「^{おも}想い」や「願い」を市政の推進に生かすため、市政車座談義を開催するものとする。

2 前項の市政車座談義とは、市政に関わる特定のテーマについて、市長と市民が対話する場をいう。

（参加団体等の決定等）

第5条 市長は、市政車座談義の開催ごとに、参加する団体又は個人（以下「団体等」という。）を指名により決定するものとする。

2 市政車座談義に参加することができる団体等は、開催ごとに設定された市政に関するテーマに関連した活動を継続的に行う団体等とする。ただし、次のいずれかに該当する団体等を除くものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反する活動を行う団体等
- (2) 本市を相手に係争中の団体等
- (3) 過去に市政車座談義に参加したことのある団体等

（開催方法）

第6条 市政車座談義の1回当たりの出席者数は、おおむね10人とする。

2 市政車座談義の1回当たりの開催時間は、おおむね1時間30分とする。

3 市長は、市政車座談義の開催ごとに、市政に関わるテーマを設定するものとする。

4 前項の規定によるテーマの設定に当たっては、宗教活動、営利活動その他の市政に関わりのない事項を対象から除くものとする。

5 市長は、市政車座談義の開催ごとに、市内の施設の中から、市政車座談義を開催する場所を決定するものとする。

6 市長は、市政車座談義の開催ごとに、市政車座談義における放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関による取材又は市民の傍聴の可否を決定するものとする。

7 市長は、市政車座談義の終了後速やかに、市政車座談義における対話の要旨を本市のホームページへの掲載により公表するものとする。

第4節 その他の市民意見等を聴く機会の確保

(その他の市民意見等を聴く機会)

第7条 市長は、第2節及び前節に規定するもののほか、アンケート調査の実施その他の方法により、市民意見等を聴くものとする。

第3章 施策の意思決定過程等における市民参画の推進

第1節 基本的な姿勢

(基本的な姿勢)

第8条 市長は、施策の意思決定過程等において、適切かつ効果的に市民意見等を聴くため、次節から第6節までに規定する手続を実施するものとする。

第2節 市民意見公募手続

(市民意見公募手続の実施)

第9条 市長は、施策の意思決定過程における市民参画の推進を図るため、市民意見公募手続を実施するものとする。

2 前項の市民意見公募手続とは、市長が、第11条に規定する対象計画等の案を広く市民に公表し、これについて提出された市民意見等を考慮して意思決定を行うとともに、第13条第2項各号に掲げる事項を公表する一連の手続をいう。

(対象)

第10条 市長は、第1号に掲げる計画又は第2号若しくは第3号に掲げる条例（議会の議決を要するものにあつては、その案。以下「基本的な計画等」という。）の策定若しくは変更又は制定若しくは改廃（以下「策定等」という。）をしようとする場合には、市民意見公募手続を実施するものとする。

- (1) 市政全般又は市政の各分野における基本的な計画
- (2) 本市の基本的な方針又は制度を定める条例
- (3) 市民に義務を課し、又はその権利を制限する条例（金銭の徴収に関する部分を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、基本的な計画等の策定等が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、市民意見公募手続を実施することを要しない。

- (1) 市長が緊急を要すると認めるとき。
- (2) 市長が軽微な変更又は改正と認めるとき。
- (3) 相互に密接な関係がある2以上の基本的な計画等の策定等をする場合において、主たる基本的な計画等について市民意見公募手続を実施した後に従たる基本的な計画等の策定等をするとき。
- (4) 基本的な計画等の策定等に関し、市民意見等を求める手続が法令等により定められているとき。
- (5) その他基本的な計画等の策定等に関し、市長の裁量の余地がないと認められるとき。

3 市長は、基本的な計画等以外の計画又は条例のうち必要と認めるもの（以下「その他の必要な計画等」という。）について、市民意見公募手続を実施することができるものとする。

(対象計画等の案の公表等)

第11条 市長は、基本的な計画等（前条第2項の規定により市民意見公募手続を実施しないものを除く。）又は同条第3項により市民意見公募手続を実施するその他の必要な計画等（以下これらを「対象計画等」という。）の策定等について意思決定を行おうとするときは、その前の適切な時期に、要領で定める方法により、対象計画等の案（策定等をしようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）を市民に対し公表するとともに、市民の理解に資するため、次に掲げる資料を併せて公表するものとする。

- (1) 対象計画等の案の趣旨
- (2) 対象計画等の案の概要
- (3) その他市長が必要と認める対象計画等の案に関連する資料

(市民意見等の公募)

第12条 市長は、次に掲げる方法により、対象計画等の案について市民意見等を求めるものとする。

- (1) 市長が指定する場所への文書の持参又は送付
- (2) 市長が指定する送信先へのファクシミリ装置を用いた送信又は電子メールの送信
- (3) その他市長が適当と認める方法

2 前項第1号の文書の持参の受付については、第3条第2項の規定を準用する。

3 市長は、第1項の規定により市民意見等を求めるに当たり、その対象とする市民について、対象計画等の内容に応じて、本市の区域内に住所を有することその他の条件を付することができる。

4 第1項の規定により市長が市民意見等を求める期間は、市長が対象計画等の案を公表した日からおおむね1か月間とする。

5 市長は、前条の規定により対象計画等の案を公表する際に、前各項の規定により定めた事項を明らかにするものとする。

(提出市民意見等の考慮等)

第13条 市長は、前条第1項の規定により提出された市民意見等（以下「提出市民意見等」という。）を十分に考慮して、対象計画等の策定等について意思決定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により意思決定を行ったときは、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第7条各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）に該当するものを除き、要領で定める方法により、速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 提出市民意見等の概要（提出市民意見等がなかった場合にあっては、その旨）
- (2) 提出市民意見等に対する市長の考え方
- (3) 対象計画等の案の修正を行ったときは、その修正内容

(市民意見公募手続の特例)

第14条 次条第1項の審議会等が市民意見公募手続に準じた手続を実施した場合において、市長が審議会等による答申等に基づいて、対象計画等の意思決定を行おうとするときは、この節の規定の全部又は一部を適用しないことができる。

第3節 審議会等への市民参画

(審議会等の適正な運営)

第15条 市長は、市政に対する市民の理解を深め、市民主体の市政の推進に資するため、審議会等の適正な運営を図るものとする。

2 前項の審議会等とは、次に掲げるものをいう。

(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき設置する附属機関

(2) 市政運営上の意見交換等を行うため、要綱等の規定に基づき、学識経験者、市民等を構成員とする懇談会等

3 審議会等の会議(以下「会議」という。)は、その運営の透明性を確保するため、公開するものとする。ただし、会議を非公開とすることが適当と認められる場合として要領で定める場合は、この限りではない。

4 前項ただし書の規定により会議を非公開とする場合においても、議題ごとに公開又は非公開の区分ができるときは、公開とすることができる議題に係る会議の部分について、公開に努めるものとする。

5 市長は、審議会等ごとにホームページを開設するとともに、当該ホームページを活用し、市民に対し審議会等の運営に関する必要な情報を提供するものとする。

(会議の開催の周知)

第16条 市長は、会議を開催するときは、原則として開催日の1週間前までに、次に掲げる方法により、市民に対し、その開催について周知を図るものとする。ただし、緊急に会議を開催する場合における開催の周知については、市長が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 審議会等の庶務を処理する部署における会議の開催案内の備付け

(2) 広島市公文書館における会議の開催案内の備付け

(3) 前条第5項の規定により開設した審議会等のホームページへの会議の開催案内の掲載

2 前項各号に掲げる方法のほか、市長は、必要に応じ、放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関への情報提供等により、会議の開催について周知を図るよう努めるものとする。

(議事録等の作成、公表等)

第17条 市長は、会議の終了後速やかに、当該会議の議事録又は議事要旨(以下「議事録等」という。)を作成するものとする。

2 市長は、公開又は部分公開とした会議の議事録等について、不開示情報を除き、前条第1項各号に掲げる方法に準じ、市民の閲覧に供するものとする。

3 前項の閲覧に供すべき期間は、閲覧の提供を始めた日から同日の属する年度の翌年度の末日までとする。

4 市長は、全部非公開とした会議の議事録等について、不開示情報を除き、前条第1項各号に掲げる方法に準じ、市民の閲覧に供するよう努めるものとする。

(委員の選任)

第18条 市長による審議会等の委員の選任は、次に掲げるところによる。

- (1) 当該審議会等の目的を踏まえ、広く各界各層及び幅広い年齢層から適切な人材を選任すること。
- (2) 女性の市政参画の推進を図るため、審議会等の委員の総数に占める女性の割合は、広島市審議会等への女性選任促進要綱（平成10年4月1日施行）第3条に規定する割合とすること。
- (3) 審議会等の審議に市民意見等を反映させる必要があると認める場合は、当該審議会等の委員の一部を公募すること。

第4節 まちづくりワークショップ

（開催方法）

第19条 市長は、まちづくりの推進に関し市民意見等を聴くため、必要に応じ、まちづくりワークショップを開催するものとする。

2 前項のまちづくりワークショップとは、参加した市民全員がまちづくりに関する作業、体験等をした上で、それぞれが意見、提案等を述べ、議論し、市長に対する提言を取りまとめるまでの一連の過程をいう。

（開催の周知の方法）

第20条 市長は、まちづくりワークショップを開催するときは、原則として開催日の1週間前までに、市長が適当と認める方法により、市民に対し、その開催について周知を図るものとする。

（結果の公表）

第21条 市長は、まちづくりワークショップの開催ごとに、その内容、取りまとめられた提言等を、本市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

第5節 事業説明会

（開催方法）

第22条 市長は、道路、公園等の整備その他の本市が施行する事業について、市民の理解を深めるとともに、当該事業に関する市民意見等を聴くため、必要に応じ、事業説明会を開催するものとする。

（開催の周知の方法）

第23条 第20条の規定は、事業説明会の開催の周知の方法について準用する。

第6節 その他の市民参画の推進

（その他の市民参画の推進）

第24条 市長は、施策の推進に市民意見等を反映させるため、第9条から前条までの規定によるほか、公開討論会の開催その他の方法により、市民意見等を聴くものとする。

第4章 雑則

（委任規定）

第25条 この要綱に定めるもののほか、市民の市政参画の推進に関し必要な事項は、企画総務局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年1月1日から施行する。
- 2 審議会等の運営等に関する要綱（平成13年4月1日施行）は、廃止する。
- 3 第3章第2節の規定は、この要綱の施行の日以後に市長が策定等を行う基本的な計画等及びその他の必要な計画等について適用する。ただし、この要綱の施行の際現に策定等の過程にある基本的な計画等及びその他の必要な計画等については、同節の規定は、適用しない。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。